

下向井龍彦「腰繩と面縛」補遺  
 尻池 由佳「儀礼構成と準備運営からみた『宇治入り』」  
 『古代文化』六三―三

湯木智也（日本近世近代史三宅ゼミ博士課程前期一年）

鎌倉 佐保「一二世紀における熊谷市周辺の武士の所領形成 ―中条氏

・成田氏を中心に―」  
 『熊谷市史研究』三二

寺内 浩「平安時代中期の地方軍制」  
 『古代文化』六二―四

野口 孝子「『殿』と呼ぶ心性 ―平安貴族社会の邸宅表記―」  
 『日本歴史』七六―二

## 『小右記』こぼれ話

### 議所に内堅所簡を立つ

―内堅所公卿別当が内堅所簡に加署することの意味―

下向井龍彦

はじめに

二〇一二年六月一六日（土）の中国新聞カルチャー教室『源氏物語』の  
 舞台裏―藤原実資『小右記』を読む―で読んだ『小右記』長和五年  
 （二〇一六）正月十日条に、

A 依「除目、破<sup>レ</sup>物忌<sup>一</sup>参内、未刻、仗座有<sup>レ</sup>饗、所<sup>二</sup>耳立<sup>一</sup>内堅所簡<sup>一</sup>、  
 置<sup>二</sup>筥書<sup>一</sup>、右大臣及諸卿着<sup>二</sup>仗座<sup>一</sup>、

という記事があった。記主藤原実資は、ときに六〇歳、正二位、大納言  
 右近衛大将であった。天皇は讓位直前の三条天皇（二十四日に讓位）、  
 藤原道長は前年十月二十七日に准摂政に補されていた。まず記事の意味  
 をとつていこう。

正月十日、昨日と今日は閉門する必要のないほどの軽い物忌である  
 から、除目初日なので物忌を破つて里内裏枇杷殿に参内した。未  
 刻（午後一時〜三時）だった。陣座（東対南庇）には侍従厨が用  
 意した酒肴が配膳されていた。本来の内裏なら議所で準備される  
 ものであるが、枇杷殿では議所として使う空間がないので、陣座を  
 議所に擬しているのである。陣座には「内堅所簡」が立ててあり、  
 大臣の座の南辺に除目で使う筥文・硯などが置かれてあった。右大  
 臣藤原顕光以下公卿は准摂政道長の直廬に移動して除目初日が始まるので  
 あった。

ここにみえる「内堅所簡」とは何か、議所に内堅所簡を立てるとはど  
 ういうことか。これが小論の課題である。除目や内堅所について検討し  
 たことがある人にとっては自明のことかもしれないが、私には講義前夜  
 の簡単な調べではよくわからなかった。カルチャー教室の生徒さんた  
 ちにうまく説明できなかつたので、少し踏み込んで調べ直して、翌週に  
 補足説明した。小論はその補足説明をさらに補充して仕上げた「こぼれ  
 話」である。

#### 一 内堅所簡とは何か その事例と三つの可能性

内堅所簡について、古記録や儀式書の事例をいくつか並べてみよう。

B 未刻許参内、諸卿未<sub>レ</sub>着<sub>レ</sub>議所之間、藏人広業朝臣伝<sub>レ</sub>召、内堅所籍簡未<sub>レ</sub>加<sub>レ</sub>別当署、仍不<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>議所<sub>レ</sub>由外記申、左府云、臨<sub>レ</sub>欲<sub>レ</sub>参上之期、為<sub>レ</sub>之如何、若於<sub>レ</sub>陣座<sub>レ</sub>加署如何、彼是云、更有<sub>レ</sub>何事者、仰<sub>レ</sub>大外記善言朝臣<sub>レ</sub>召<sub>レ</sub>籍簡、内堅所預<sub>レ</sub>内堅等執<sub>レ</sub>之献<sub>レ</sub>之、加署返給、一人持<sub>レ</sub>奏文、但挿<sub>レ</sub>書杖、一人持<sub>レ</sub>簡三枚、一人持<sub>レ</sub>硯、次参上、(以下略)

C 善言朝臣申云、内堅<sub>レ</sub>勞帳未<sub>レ</sub>判、是下<sub>レ</sub>別当等<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>名間也、即仰召<sub>レ</sub>陣座<sub>レ</sub>加<sub>レ</sub>名、預等三人取<sub>レ</sub>勞帳<sub>レ</sub>簡<sub>レ</sub>硯等<sub>レ</sub>参、其後参上、(以下略)

D 廿六日、己巳、有<sub>レ</sub>除目召仰、儲<sub>レ</sub>陣座<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>進<sub>レ</sub>内堅籍簡、仍不加署、廿七日、庚午、(中略)内堅所加署、立<sub>レ</sub>南殿西廂、

E (右大臣以下公卿)着<sub>レ</sub>宜陽殿座、<sub>以<sub>レ</sub>擬<sub>レ</sub>宜陽殿</sub>座、北面、已次南北对座遠、可<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>上達部座南边壁敷、(以下略)

F (除目)召仰如<sub>レ</sub>常、戊刻事始、内堅所簡三枚持<sub>レ</sub>参宿所、别当未<sub>レ</sub>補、以<sub>レ</sub>時範<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>案内<sub>レ</sub>之処、有<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>宣旨<sub>レ</sub>之例、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰下、不<sub>レ</sub>然可<sub>レ</sub>書<sub>レ</sub>朝臣、削<sub>レ</sub>旧跡<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>書<sub>レ</sub>朝臣字<sub>レ</sub>云々、寛仁元年所充之次、下<sub>レ</sub>宣旨<sub>レ</sub>敷、

G 今日除目始也、(中略)『後二条師通記』嘉保三年(一〇九六)正月二十二日条

依<sub>レ</sub>吉日、今夜始<sub>レ</sub>内堅所<sub>レ</sub>之簡<sub>レ</sub>に加判、<sub>朝臣</sub>字也、件儀以<sub>レ</sub>職事藏人頭重資朝臣<sub>レ</sub>奏<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>之由、件詞云、内堅所簡に可<sub>レ</sub>加判也、而余未<sub>レ</sub>任<sub>レ</sub>彼別

当<sub>レ</sub>者、今夜被<sub>レ</sub>仰下<sub>レ</sub>何事候哉、重資則還来云、開食了、早可<sub>レ</sub>仰下<sub>レ</sub>者、彼簡加判、

H 議所兼居<sub>レ</sub>管文也、内堅簡不<sub>レ</sub>立也、春時立<sub>レ</sub>之、秋不<sub>レ</sub>立也、

I 頭弁送消息云、去年比内堅所籍於<sub>レ</sub>内堅私宅<sub>レ</sub>焼失了、耐相<sub>レ</sub>尋<sub>レ</sub>先例之所、全不<sub>レ</sub>見也、但時簡杭紛失之時、上卿参<sub>レ</sub>陣勘<sub>レ</sub>日時、仰<sub>レ</sub>内匠寮<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>作、御書所預<sub>レ</sub>能書人書<sub>レ</sub>其銘也、依<sub>レ</sub>件例<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行如何、予進<sub>レ</sub>返事<sub>レ</sub>云、件事先例不<sub>レ</sub>見、仍難<sub>レ</sub>置<sub>レ</sub>左右、但准<sub>レ</sub>彼時杭例<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行可<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>其難也、『中右記』長承元年(一一三三)正月十三日条

J 今日新中納言参仗座、被<sub>レ</sub>勘<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>内堅所簡可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>進日時、日、右中弁奉行、召<sub>レ</sub>修理職材木<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>内匠寮<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>作、少内記書<sub>レ</sub>之云々、雖<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>先例、准<sub>レ</sub>時杭云々、『中右記』長承元年(一一三三)正月十四日条

K 内堅所籍簡被<sub>レ</sub>作日時被<sub>レ</sub>勘、上卿同新大納言、来七日件簡可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>作者、於<sub>レ</sub>奉時私宅<sub>レ</sub>焼亡、

L 当日、大臣已下自<sub>レ</sub>陣着<sub>レ</sub>議所、<sub>以<sub>レ</sub>内堅簡<sub>レ</sub>立</sub>藏人頭於<sub>レ</sub>御前<sub>レ</sub>撰<sub>レ</sub>定申文<sub>レ</sub>召、外記取<sub>レ</sub>管文、仰、到<sub>レ</sub>射庭<sub>レ</sub>参<sub>レ</sub>御前、同<sub>レ</sub>叙位儀、<sub>納言已下</sub>執<sub>レ</sub>筥、

M 内堅所立<sub>レ</sub>札事、<sub>中夜必不<sub>レ</sub>立、撰閱御署有<sub>レ</sub>相違事者、除目夜令<sub>レ</sub>持<sub>レ</sub>内堅<sub>レ</sub>天外記申<sub>レ</sub>子細<sub>レ</sub>参<sub>レ</sub>撰閱御直廬<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>直<sub>レ</sub>之、</sub>『除目抄』

N 西壁倚<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>内堅所籍簡、秋不<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>之、

O 凡内堅籍三枚、長六尺、広一尺四寸、厚四分、其銘所<sub>レ</sub>注<sub>レ</sub>大概如此、次第頗不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>其心<sub>レ</sub>敷、其書樣在<sub>レ</sub>別、

『春除目抄』第二 次任内堅殘

事例をざっと眺めてみて、すぐに「内堅所簡」(A・B・C・F・G・J・K・L)と「内堅所籍」(I・O)と「内堅所籍簡」(B・D・E・K・O)とが混用されていることに気づく。これら三者が同じものかどうかをはじめとして、内堅所簡が何なのかを明らかにすることは、なかなか厄介である。もつと事例があればいいのだが、原稿を本誌に間に合わせるためには、これ以上事例を探す暇はない。

除目と内堅所の関係ですぐに想起されるのは、除目初日の冒頭に行われる四所籍の内堅所籍であり、内堅所が提出した労帳をもとに年労者を諸国の掾・目などに巡任することをいう。Aの「内堅所簡」の字句を見て私ですぐに思ったのは、この内堅所籍であった。たしかにIに「内堅所籍」、Oに「内堅籍」の字句が見える。つぎに私は、内堅所は時報を担当しており、陣座にも置かれていた時簡<sup>②</sup>時杭<sup>③</sup>を「内堅所簡」ということもあるのかもと思った。そのつぎに私が想起したのは、「内堅所簡を立つ」(A。「立つ」の表記はB・D・E・H・L・M・N)という表現が「日給簡を立つ」に通じており、内堅の勤務管理のための日給簡かもしれないということである。六月一六日のカルチャー教室ではこの三つの可能性について簡単に説明しただけであったが、その後の検討によつて、二つ目の可能性、内堅所簡は時簡杭ではないかという可能性は、I・Jからすぐに否定された。I・Jでは、焼失した内堅所籍(内堅所簡)を、紛失した時簡杭の例に准じて作成しようとしているのであり、両者が別のものであることは明白である。

次に一番はじめに思い浮かんだ、四所籍のうちの内堅所籍の可能性についてみてみよう。『除目抄』に「四所籍 立<sup>④</sup>相片<sup>⑤</sup>籤<sup>⑥</sup>書<sup>⑦</sup>銘<sup>⑧</sup>」とあり、この「籤を立つ」という表現とI・Oにもみえる「銘」の文字は、除目の内堅所籍と内堅所簡との関連性を彷彿とさせるものがあった。しかし除目の内堅所籍の場合、内堅所労帳は除目関係資料を納める箇文の一箇

に納められており、『除目抄』の一箇の図には「一箇納諸道年挙外皆立<sup>⑨</sup>籤<sup>⑩</sup>」、「籤ヲ箇ノハタニ懸テ並テ積<sup>⑪</sup>之」という説明が付され、「籤」は除目資料群を区切る(たとえば内堅所籍と進物所籍の間を仕切る)ための目印として箇の縁に懸けて使うものであったことがわかる。陣座(本来は議所)に「立てられていた」「内堅所簡」(A)は、大臣座の南辺に置かれた箇文のなかにある、内堅所籍<sup>⑫</sup>労働や仕切りとして箇に「立てる」「籤」とは別個のものである。

また『除目抄』には「内堅所立<sup>⑬</sup>札事<sup>⑭</sup> 不<sup>⑮</sup>立<sup>⑯</sup>」とあり、除目の「中夜には必ずしも立てない」ということは、一夜と三夜には必ず立て、二夜にも絶対に立てないのではない、ということである。Dでは内堅所籍簡(後で証明するとおり内堅所簡と同じもの)を除目初日には立てず、二日目に立てている。この点も除目一夜に行う内堅所籍と内堅所簡が別個のものであることを示している。

除目の儀に先立って公卿が議所に着座するとき「内堅所簡が立てられた」ことは、儀式書でも確かめることができる。すなわちL『西宮記』(恒例第一 正月 除目)によれば、大臣以下公卿が陣座から宜陽殿南庇の議所に移動し、Lの記事には書いていないが議所で饗饌があり、大臣が外記に箇文を授け、公卿が外記に箇文を持たせて議所から射庭に移動し、大臣以下公卿が外記から箇文を受け取り天皇御前に参上する。この一連の作法と挙動は、「同<sup>⑰</sup>叙位儀<sup>⑱</sup>」の文言が「当日」以下の記事全体に懸かるなら、叙位儀・除目儀ともに同じである。そうであるならば、『西宮記』記事にみえる「議所の大<sup>⑲</sup>臣座後の壁に内堅(所)簡を立てる」というのは、除目儀だけでなく叙位儀においてもなされる行為だったことになる。叙位儀においても「内堅(所)簡を立てる」のなら、やはり内堅所簡は除目初日の内堅所籍とは関係ないことになる。しかし古記録で、正月六日の叙位儀で内堅所簡を立てるという事例に接したこと

がないのは気になる。なおH・Nでは梟召除目（春除目）では立てるが、京官除目（秋除目）では立てない、とする。

内裏では宜陽殿南庇の議所の「大臣座後の壁に立つ」（L）、「西壁に寄せ立つ」（N）のだが、里内裏では議所に擬せられた場所に立てることになる。A枇杷殿では陣座とされた東対南庇（長和四年（一〇一五）十一月十七日内裏焼亡、十九日遷御）、D東三条殿では南殿（寝殿）西廂（寛弘二年（一〇〇五）十一月十五日内裏焼亡、二十七日遷御）、E一条院では西中門北腋に立てたところ、公卿座から遠いので実資は公卿座の南辺壁に立てるのがよいと思った（寛弘六年（一〇〇九）十月五日一条院内裏焼亡、十九日枇杷殿遷御、十一月二十九日新造一条院遷御）<sup>10</sup>。Eをみるかぎり、内堅所簡はかなり大きいものであることがわかるが、本稿提出直前に知ったOによれば、その大きさはなんと「長六尺（約一八一）、八寸」、広一尺四寸（約四二、四寸）、厚四分「一、二寸」という長大なものであった。

すると内堅所簡は、三つ目の可能性、すなわち内堅所の日給簡ではないかという方向で検討してみなければならぬ。

## 二 「壁に立てる」は日給簡

はつきりわかることから片付けていこう。

まず第一に、繰り返しになるが、内堅所簡は「壁に立てる」ものである（L・N）。殿上人の上日（出勤）を管理する日給簡を殿上間の「西北小戸下」に置いた殿上日記櫃の南方の（壁に）「立てた」（『西宮記』臨時四 所々躰）のと同じであろう。殿上の日給簡は、長さ五尺三寸「一六〇、六寸」、上方の幅八寸「二四、二寸」、下方の幅七寸「二一、二寸」、厚さ六分「一、八寸」の白地の檜板で、木工寮が作成した。簡には殿上人の氏名が書かれ、彼らが上日した日は藏人が放紙という紙片に書き記して氏名のところに貼付した（『平安時代史事典』「日給簡」の項 木本好

信氏執筆）。このような上日管理は、殿上人に限ることではなく、諸司所々どこであれ行わなければならないことであるから、日給簡すなわち出勤管理のための簡はこの官司にも存在し、その官司の特定場所に立てられていたはずである。そうでなければ毎月の官司別の勤務記録の上奏（月奏など）は不可能である。先にもみたとおりOによれば、「内堅籍」の大きさは「長六尺（約一八一、八寸）」、広一尺四寸（約四二、四寸）、厚四分「一、二寸」であり、殿上日給簡より厚さは薄いものの、大きさは高さで二一寸、幅で一八寸（二〇寸）も大きいものであった。この「内堅籍」を私は内堅所日給簡とみたい。だがOの『春除目抄』記事は四所籍の内堅所籍に関する記事から続くものであり、この記事から「内堅籍」をただちに日給簡と断言するわけにはいかないのであるが、ここでは論の都合上、日給簡と仮定して論を進める（後段で考証する）。

Iでは長承元年（一一三二）正月十三日、二十日の除目始を前に、内堅所「殿上奉行別当」（註15後述）と思われる藏人頭（右大弁）源師俊が内大臣藤原宗忠に消息で尋ねてきた。「去年『内堅所籍』が『内堅私宅』で焼失しましたが、先例を調べてみても全く見あたりません。ただし『時簡杭』を紛失したときは上卿が陣座で製作日時を勘申させ、『内匠寮』に命じて作らせ、御書所預の能書家に『（時簡杭の）銘』を書かせています。この『例』によって作らせていいでしょうか。かつて頭弁を勤めた宗忠は（承徳二年（一〇九八）十二月十七日）康和元年（一〇九九）十二月十四日の一年間、内堅所殿上奉行別当でもあったのであろう。「先例に見えないので判断しがたいが『時簡杭の例』に准じてやれば問題ないであろう」と答えている。Jでは、その翌日、中納言源雅定が陣座で「内堅所簡」を新調する日時を今日と勘申させ、右中弁が奉行して修理職に提供させた材木で内匠寮に作らせ、少内記に「銘」（この「銘」がなんであったかは後述）を書かせることにしている。先例はなかったが、「時簡杭」の作り替えに准じてのことであった、という。このとき焼失し

た内堅所簡の新調が延期されたのか、再度焼失したのか、Kでは長承元年十一月一日に新大納言源能俊が上卿になって「内堅所籍簡」の作成日時を勘申させ、同月七日に作成することになった。内堅奉時（人名）「もとき」か時報担当の奏時内堅だが後者だろうの私宅焼亡によって焼失したものであるという。

Iの「内堅所籍」をJでは「内堅所簡」とし、Kでは「内堅所籍簡」としていることと、内堅私宅で保管されていたことに注目しなければならぬが、これらの点については後述することにして、ここでは議所に「立てる」内堅所簡は時報のための「時簡杭」と同様に木製であり、焼失したとき、修理職の材木を使って内匠寮で作成されたことを確認しておく。すなわち内堅所簡が板製であるということは、内堅所簡が殿上日給簡と同じ内堅所職員の上日教管理のための日給簡であったという先の仮説の確実性をますます高めるものである。B・Fから内堅所簡は三枚あったという。この三枚というのは文書や紙ではなく、日給簡の板が三枚あったということである。Oは「内堅籍三枚、長六尺〔約一八一、八寸〕、広一尺四寸〔約四二、四寸〕、厚四分〔一、二寸〕とする。議所大臣座の後の壁にはこの長大な内堅所日給簡が三枚並べてたてられたのである。その様は壯観である。内堅所には頭六人（預と同じか）、執事六人、内堅二〇〇人が所属していたというから〔平安時代史事典〕「内堅所」の項 所京子氏執筆）、二〇〇人以上の交名を記載する日給簡が三枚必要だったというのも頷ける。この長大な木簡三枚を、Bによれば、内堅所預が一人で三枚まとめて担いで議所から陣座の道長のもとに運んだというのだから、驚嘆する。しかしこの長大な三枚の木簡が、ほんとうに日給簡であったかどうかは、Oの検討を待たなければ断定はできない。Iの「銘」、Oの「其銘所」注大概如此の「銘」が何だったのかとも深く関わる。この点は、繰り返し返すが、あとで検討する。

『類聚符宣抄』（第七）承平六年（九三六）四月三日内堅所請奏には、

内堅所官人代（執事）が「厨家并日給事」を行っていたことを記している。大炊寮南の内堅所厨家での内堅所出勤者に対する給食と、一本御書所東の内堅所や春興殿東の内堅所内候の壁に日給簡を立てて放紙を貼付する出勤管理を指す<sup>①</sup>。内堅所執事のなかには勤務管理担当者がいたのであり、I・Jにみえる、私宅で内堅所簡を焼亡させてしまった内堅というのは、内堅所簡が日給簡なら、勤務管理担当の内堅所執事かその配下の内堅であり、内堅所簡に貼付された内堅全員の放紙を個人別に集計して上日教を確定する作業をするために、内堅所簡を「私宅」に持ち帰っていたのではないだろうか。そして夜間の集計作業中、燈台が倒れでもして焼けてしまったのではなからうか。

### 三 内堅所別当と公卿別当による内堅所簡加署

第二に、内堅所簡には、毎年、公卿別当が加署しなければならず（B・C・D）、別当の加署がなければ議所に立てることはできなかった。そこで先ず内堅所別当について述べておこう。諸司所々別当には公卿別当・奉行別当（殿上と地下、弁・次将・蔵人の別がある）・六位別当（史・外記・蔵人・所職員）があり、諸司所々別当制は、公卿・殿上人集団が官方諸司と蔵人方所々を統括する役割を果たしていた〔平凡社日本史大事典〕「所宛」の項 下向井執筆）。

B・C・Dから内覧左大臣道長は寛弘二年（一〇〇五）以前から内堅所公卿別当であったことがわかる。Fで関白内大臣師通（関白三年目）は、（外記が加判を求めて）宿所に持参した内堅所簡三枚について、まだ別当に補されていないからどうすべきか父大殿師実尋ねたところ、宣旨で別当に補された例があるから宣旨を出して貰えばいいが、宣旨なしでも「朝臣」と書くことはかまわない、内堅所簡に書かれた以前（去年）の書跡を削って改めて「朝臣」の字を書けばよい、という返事だった。Gで内覧右大臣忠実（内覧四年目）は、除目初日の夜、内堅所簡に「朝

「臣」の字を加判した。忠実はまだ内堅所別当に補せられていなかったが、藏人頭重資を通して今夜別当に補任するよう堀河天皇に奏聞したところ、天皇はただちに別当補任宣旨を下してくれたので、加判することができた。F・Gは、何年かおきに行われる殿上所宛がまだ行われていないため、関白・内覧に就任して三〇四年を経てもなお正式に内堅所別当に補任されていないから、このような問題が起こっているのである。

平安末々鎌倉期の殿上所宛の事例をみると、『兵範記』嘉応元年（一一六九）八月二十七日条では官方諸司の内藏寮・陰陽寮・修理職、藏人方所々の内記所・内堅所・穀倉院の公卿別当が「已上撰政、如旧」（松殿基房）とされ、『玉藻』承久二年（一一二〇）三月二十二日条でも内堅所を含む同じ諸司所々の公卿別当が「已上関白」（近衛家実）とされている。内堅所公卿別当などの八所の別当に「上（首席大臣）」が補される慣例は醍醐朝の藤原時平からはじまり、その後、撰関内覧が内堅所公卿別当になる慣例になっていった。だが『類聚符宣抄』（第七）所収の承平六年（九三六）四月三日内堅所請奏への閏十一月十一日外題宣旨の宣者が別当中納言平伊望であるのはその慣例が定着していないことを表しているようにも思われる。しかしこの例は、撰政忠平が八月十九日に太政大臣に任じられて内堅所別当から離れたからかもしれない（『公卿補任』）。忠平がなお撰政太政大臣であった天慶四年（九四一）にも内堅所公卿別当に参議左大弁藤原元方が補せられている（『本朝世紀』同年十二月二十七日条）。

『西宮記』（臨時五 所々事）では内堅所について「以大臣・中将・六位、為別当」とあり、公卿別当の下に殿上奉行別当・六位別当が置かれていた。上記承平六年四月三日内堅所請奏奥に書かれた同年閏十一月十一日外題宣旨の宣者は別当中納言平伊望、奉行は別当左近衛少将源当季、奉者は別当大藏大丞吉野滋春である（滋春は請奏に署判した内堅所頭六人の上首でもある）。内堅所の申請に対する裁許宣旨が公卿別当一

殿上奉行別当一六位別当を経由して内堅所に伝えられていることは、諸司所々別当制の役割が担当諸司所々の申請に対する裁許であったことを端的に表現していて興味深い。それが儀式や行事の場における内堅の役目に関わることでなく（儀式・行事における内堅に対する指揮・命令は、内弁・行事上卿・行事藏人・出居次将・行事弁・外記など儀式・行上上の指揮関係のなかでなされる）、官人代から執事への職制呼称の変更という内堅所の組織・人事に関わる申請の裁可であることに注目しなければならぬ。このことは、次項で述べる諸司所々別当の主要な役割が月奏（上日奏）や労帳や日給簡への加署、即ち勤務管理であることと通底している。

殿上奉行別当は、『西宮記』では中将とし承平六年請奏では少将であるが、嘉応元年の殿上所宛では頭弁平信範、承久二年では藏人頭宮内卿平經高（正月二十二日右大弁を去っている）であつて、次将ではなく藏人頭になっている。Iで内堅所殿上奉行別当と推定した康和元年（一〇九九）の宗忠、長承元年（一一三二）の師俊は藏人頭（頭弁）であり、内堅所殿上奉行別当は一一世紀後半には近衛次将から藏人頭に変わっていったとみてよい。

『西宮記』のいう六位別当は、承平六年請奏の内堅頭上首大藏大丞吉野滋春にあたる。六位藏人の本官は、通常、式部丞・左近将監・衛門尉などであり、大藏大丞を本官とする六位藏人は近い時期では寛平九年（八九七）の藤原俊蔭がいるだけであり、彼も補任後、半年で左近将監に転じている（市川久編『藏人補任』続群書類従完成会 一九八九年）。また六位藏人の姓を通覧すると源平藤橘四姓に大江・菅原・良峯・紀などが加わるといふもので（圧倒的に藤原と源）、吉野姓のようないわば卑姓の人物が六位藏人になる例はない。吉野滋春は六位藏人ではなかった。『侍中群要』（第十）「所々別当事」では、「陣中所々」（内御書所・校書殿・内堅所・進物所・御厨子所・葉殿・作物所）の別当に補任された者は射場で

(蔵人を通して)慶賀を奏するが、地下の者は腋で慶賀を申す、とする。この腋で慶賀を申す地下の別当とは、公卿・殿上人・蔵人を別当に補する殿上所宛とは区別された、官所宛(地下の弁・少納言・史・史生を諸司別当に補す)や局所宛(外記・史生を諸司別当に補す)に相当する、蔵人所雑色・所衆・所々頭・預らを別当に補するいわば「蔵人所所宛」で補された六位別当、すなわち承平六年請奏の内堅頭大蔵大丞吉野滋春のような者であろう。しかし『侍中群要』(第十)「所々任人」で内堅頭・執事らの補任は、(蔵人頭が)名簿を蔵人に下し給い、蔵人が「本所」(内堅所など)に仰せ下すことよって行われたとなつてゐる。ここで蔵人の役割は、承平六年請奏の外題宣旨の奉者六位別当内堅頭吉野滋春の役割と類似しており、内堅所六位別当もやがて六位蔵人が担うようになっていったのかもしれない。

以上、内堅所別当が撰関内覧がなる公卿別当、近衛次将から蔵人頭に替つた殿上奉行別当、筆頭内堅頭(あるいは六位蔵人)がなる六位別当によつて構成されていたことをみた。内堅所別当は弁別当・史別当を有する官方諸司別当とは異なる蔵人方所々別当であつた<sup>16)</sup>。

さて話題をもとにもどすと、内堅所簡への公卿別当の加署とは、F・Gから、「朝臣」の字を記入することだつた。日給簡という板への加署であるから、文書への署判(花押)とは異なつていたのである。この加署はまた、Fに「旧跡を削つて朝臣の字を書く」とあるように、殿上所宛で別当に補されたときに(あるいは就任後に簡を新調したときに)内堅所簡に書かれた「関白内大臣内堅所別当藤原」の署所の下に以前に自署した「朝臣」の字だけ小刀で削つて、あらためて「朝臣」の字を書くというものだったのである。この独特の加署の仕方、内堅所簡が日給簡の板であることを物語つてゐる。

また加署は、B・C・D・F・Gから、天皇の代替わりとか公卿別当初任時にのみ行われたのではなく、毎年行われた。本来は、除目の初日に

加署するわけではなく、それ以前に外記が内堅所頭(預)に持たせて別当(撰関内覧)のもとに参上し、加署を貰うものであつた。Gでは除目までに殿上所宛が行われていないために正式の公卿別当に補されておらず、それゆえに「宣旨」で別当に補任して貰つて(Fでは補任宣旨を受けないままであるが)除目初日に加署したとあり、B・Cでは何らかの事情で除目の日までに内堅所預が加署を求めに來なかつたから除目初日の加署になつたのであり、M「除目抄」には「撰関御署有相違事者、除目夜令持<sub>二</sub>内堅<sub>一</sub>天外記申<sub>二</sub>子細<sub>一</sub>参<sub>二</sub>撰関御直廬<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>直<sub>レ</sub>之」とあり、事前に加署したものには錯誤があつた場合、除目初夜に外記が内堅に内堅所簡を持たせて撰関直廬に参上し加署し直す<sub>二</sub>とある。

このように内堅所日給簡は、内堅所公卿別当である撰関内覧の加署なしには日給簡として機能しなかつたのであり、それは公卿別当が内堅所職員(頭・執事・内堅)の上日数<sub>二</sub>勤務状況の最高管理責任者であつたことを意味している。それは蔵人所別当が殿上人・蔵人所・瀧口の月奏に加署し、御厨子所・一本御書所の公卿別当が担当所の月奏に加署して蔵人が奏上し、公卿・太政官官人・校書殿・進物所などの上日を内侍所が毎月一日に奏することと密接に関連する<sub>二</sub>。月奏および毎月一日上日奏を行う前提には所属職員の上日数把握が不可欠であり、出勤職員の上日はそのつど日給簡に放紙を貼付し、それを毎月集計する作業が必要である。承平六年内堅所請奏にみえる官人代(執事)の業務「日給」は、日給簡への放紙貼付・毎月集計作業を指すものだつたとみてよい。前述の内堅所簡焼失もこのような実務作業のなかで起こつた事故だつたのであろう。月奏・毎月一日上日奏を蔵人・内侍所を通して奏上する前提として、諸司所々別当は奏文に加署するが、当然、各官司の日給簡への「朝臣」字の加署も行っていたと考えなければならぬ。「朝臣」字加署が内堅所公卿別当だけが行う儀礼的加署とは思えない。同様に内堅所日給簡に加署する公卿別当は、当然、毎月一日上日奏に加署していたとい

うことになろう。<sup>(13)</sup>

内堅所の場合、除目初日に議所に内堅所簡を立てるといふ儀礼的な行事があつたから、日給簡のことがわれわれ研究者の眼に触れることになつただけで、他の諸司所々にも日給簡があり、それには内堅所日給簡の場合と同様に公卿別当が「朝臣」字を加署していたということではなからうか。諸司所々別当制の基本的役割は、日給簡への加署、上日奏への加署、労帳への加署という所属職員の仕事管理・人事管理であつた、ということである。

#### 四 外記・内堅所と内堅所簡管理

第三に、除目初日に議所に内堅所簡を立てるのは、除目事務方担当者である大外記の役目であり、したがって立てた内堅所簡の管理は外記が行うものであつた。それは除目の期間（通常三日間）『除目抄』は第二日には必ずしも立てない、とする）だけである。Bで大外記善言は、内堅所公卿別当（すなわち内覧左大臣道長）の加署がないから内堅所簡を議所に立てることができない、と道長に報告した。道長がそれではここ陣座で加署しようか、と公卿たちに諮ると、公卿等はそれで問題ないと応じたので、道長は善言に内堅所簡を持つて来るよう命じている。前記のように『除目抄』には、撰関の加署に錯誤があつた場合、外記が内堅に内堅所簡を持たせて撰関直慮に参上し加署し直すところ。議所での内堅所簡管理が外記の任務であつたことがわかる。

しかし同時に大外記善言が内堅所簡を道長に差し出し加署を求める際、実際に内堅所簡を持つていたのは内堅所預らであつた。除目にあつて、内堅所の通常の定位置にあつた長大な内堅所簡三枚を議所まで持ち運んだのも内堅所頭（預）預らであつたと思われる。日常的に内堅所簡を管理していたのは内堅所頭（預）・執事だつたのである。

#### 五 内堅所労帳と内堅所簡

しかしここで難問に逢着する。内堅所「簡」とB・D・E・Iの内堅所「籍簡」とは本当に同じものなのかという問題である。Bで大納言実資は、内堅所「籍簡」の加署がまだだと知つた道長が大外記善言に命じて「籍簡」を召したところ、内堅所預・内堅三人が、一人は書杖に挿んだ「奏文一枚」を、一人は「簡三枚」を、一人は「硯」を持つて道長に献じた、と記す。同じことをCで道長自身は、大外記善言から、殿上奉行別当・六位別当らの署判に手間取つていたので「内堅労帳」にまだ道長の加署をもらえていないと聞かされ（「内堅労帳未判、是下別当等取名間也」）。ここでいう「別当」が殿上奉行別当と六位別当を指すことに問題はなと思われ、<sup>(14)</sup>、すぐに内堅所預等三人に「労帳」「簡」「硯」持つてこさせた、と書いている。Bで「籍簡」の提出を命じられた内堅所預ら三人が持参したのは、Bでは「奏文一枚」「簡三枚」「硯」であつたが、Cでは「労帳」「簡」「硯」であつた。すなわち「奏文一枚」は「労帳」、「簡三枚」は「簡」に、それぞれ対応する。すると、B「籍簡」の「籍」は「労帳」、「簡」は日給簡なのだろうか。

Cに「労帳」が登場することは、私を少なからず困惑させる。「内堅所労帳」は除目初夜の冒頭に行う四所籍の内堅所籍で諸国掾・目に推挙する内堅頭ら官人の姓名・年勞（勤務年数）・上日教を記した文書であり、道長自身が自らの日記に、この内堅所労帳に加署していなかつたと書いているのである。「奏文一枚」||「労帳」なら、内堅所労帳は書杖に挿んだ一枚の紙に書かれたものであり、内堅所別当（公卿別当・殿上奉行別当・六位別当）の加署を経て奏聞されるものであつたということになる。黒板伸夫氏が「所の奏によつて巡任にあずかる<sup>(15)</sup>」といふのはこのことを指す。そうだとすれば「内堅所籍簡を立てる」ことは、除目の四所籍と密接に関わることになり、私がここまで内堅所簡は日給簡の板であり四所籍の労帳とは関係ないと述べてきたことが、すべて崩れ去つてしま



うことになりかねない。ほぼ脱稿したあと佐藤論文に目を通し、『春除目抄』を読んだあとでは、いっそうその感が強くなる。

佐藤氏は、『内堅所ノ籍簡』とは、四所籍における任官候補者選出基準とでもいべき各種『籍』と、その『籍』それぞれを創設したときの『宣旨』とを書き連ねた、長さ六尺、広さ一尺四寸、厚さ四分の木簡であった。この『籍簡』には、その内実が失われた十世紀以降になっても、必ず内堅所別当が加署することになっていた」と説明する。佐藤氏が内堅所籍簡についてこのように理解するのは、○の内堅籍に注されている「銘」が○の前にある記事を指すと考えるからである。すなわち、

頭・散位・喚・奏時

已上内堅所大籍者也

陽成院、院度人、宜別籍進二労働一者、  
天延二年正月四日宣旨備、前陽成

前春宮坊、坊度人、宜別籍進二労働一者、  
天曆三年正月五日宣旨備、春宮

太皇太后宮職、前太皇太后宮度人、宜別籍進二労働一者、  
天延二年十二月十八日宣旨備、

前中宮職、前中宮職度人、宜別籍進二労働一者、  
天元四年正月八日宣旨備、

已上内堅所小籍也、

天曆籍、籍進二労働一者、又安和三年正月廿四日宣旨、  
去天曆元年十二月宣旨備、前坊度人、宜別籍進二労働一者、

安和籍、宜別籍進二労働一者、又為安和籍兩名、  
去天曆元年正月廿四日宣旨備、前坊度人、

前朱雀院籍、坊度人、宜別籍進二労働一者、  
正曆天曆三年 月 日宣旨備、前

承平籍、人、宜別籍進二労働一者、  
年 月 日宣旨備、前坊度

已上同小籍也、

である。この記事を受けて、○「凡内堅籍三枚、長六尺、広一尺四寸、厚四分、其銘所注大概如此、次第頗不得其心一歎、其書様在別」が

続くのである。前掲記事は、○の「其銘所注大概如此」の「其銘」に相当し、三枚中一枚は「内堅所大籍」、二枚は「内堅所小籍」であり、三枚それぞれの「銘」には巡任梓とその由緒の宣旨取意文が引かれていたとみるべきで、佐藤氏の言うとおりである。しかしそれはあくまで「銘」であって、○によれば「内堅籍三枚」の「書様」は別途存在した。全長一八二寸、全幅四二寸の長大な木簡三枚に、これだけの文字しか書かれていなかったとするのは不自然である。そもそも殿上日給簡は、上部に「大字銘」があり、その下部を三段（上段は四位、中段は五位、下段は六位）に区分して、殿上人の官位姓名を書いたものであった。全長一八二寸の内堅所簡も、その上部に上記の「銘」が時々々の能筆によって書かれ（J）、「銘」の下の広大な余白を何段かに区分して、内堅の交名が記されていたとみていいのではないか。このような眼で記事を見直すと、それぞれの籍が四区分されていることに気づく。すなわち「大籍」の「頭・散位・喚・奏時」、「小籍」の「陽成院、前春宮坊、太皇太后宮職、前中宮職」と「天曆籍、安和籍、前朱雀院籍、承平籍」である。各「籍簡」ともに四段に区分されそれぞれに該当する内堅たちの氏名が列記されていたとみてよいのではないか。内堅所簡・内堅所籍・内堅所籍簡と区々に呼ばれていたものは、やはり最初の想定どおり内堅所日給簡でよかつたとみてよい。

するとCで道長本人が「労働」と書いていることをどう理解すればいいのだろうか。次のように解すことができるだろう。道長が書いているとおり、内堅所公卿別当道長は、内堅所労働と内堅所簡日給簡のどちらにも加署していなかったのである。大外記善言は除目初日の一管に入るために内堅所が提出した労働に殿上奉行別当・六位別当の署判を貰うの手に間取って道長の署判を貰っていないからだったので、陣座で道長の署判をもらい、一管に入れたのである。内堅所労働の書出は「内堅所」、事書に籍区分（頭籍とか奏時籍とか朱雀院籍など）、次行に巡任推挙者の

位階・姓名・希望国掾、その次行に年勞年數・上日數、その次行の書止文言が「右年勞上日注進如件」、最後の行が日付、日下に署判者名、となる。B・Cから勞帳は奏文であるが、右の勞帳の書式は奏文ではなく、勤務年數・勤務日數・巡任希望者・希望国を挙示しただけの、たんなる注進状である。署判者は内堅所六位別当のこともあるが、「最終責任者として別当が加署」しているのではなく、内堅所「日給」担当の頭（預）・執事が勞帳作成責任者として署判しているのであろう。全くの見違いかもしれないが、この注進状に、奏請文言を含む外題を添え、公卿別当・殿上奉行別当・六位別当が加署してはじめて「奏文」となるのではないだろうか。この外題署判者のうち内堅所公卿別当である藤原道長が、内堅所職員の勤務管理、内堅所籍巡任推挙の最終責任者だったのである。

この理解は、Cを「内堅勞帳未判」、是下別当等取名間也」と訓点を付して読み、殿上奉行別当と六位別当の署判を取るのに手間取ったから、公卿別当道長の署判がまだだった、と解釈することで成立するのであるが、佐藤氏は「内堅勞帳未判、是下別当等取名間也」と訓点を付し、道長が「下別当」（六位別当）に代わって「内堅勞帳」に署を加えている、と解釈している。この解釈では「内堅勞帳未判」と「是下別当等取名間也」との因果関係がとらえられないのではなからうか。道長は奏文に加署するのであって、注進状に代理加署するのではないと考えたい。しかし、そもそも勞帳に奏請文言や別当加署が加筆されるものなのかどうか、私には確証はない。除目研究者のご教示を請いたい。

大外記善言は、Cで道長に勞帳の外題に加署してもらったとは全く別個に、B議所の大臣座の後の壁に立てる全長一八二寸、全幅四二寸の内堅所簡三枚にも道長から「朝臣」の加署をもらい、議所壁に立てたのである。四所籍に関わる内堅所勞帳は内堅所公卿別当道長が加署しなかつたら除目初日を始めすることはできない。そのような重大な責任を担っているから道長は、『御堂関白記』に具体的に記述したのであるが、それ

について大納言実資としては自分の責任に関わることはないから（自分が別当であるわけではないから）、『小右記』にB「奏文一枚」としか書かなかつたのである。しかし御前での除目儀を前に、陣座にいる公卿たちは外記の除目準備状況に注意を払う。除目出席公卿が集合して会食する議所に内堅所簡は立てられていなければならないものであるし、また道長からここ陣座で内堅所簡に加署していいものか聞かれ、長大な内堅所簡が三枚も加署を貰うために陣座に持ち込まれたのである。実資が内堅所簡のことを日記に特記したのは当然のことである。

#### 六 内堅所簡を議所に立てることの意味

それではなぜ除目の期間、議所の大臣座の後の壁に長大な「内堅所日給簡」が三枚も並べて立てられるのか。このことを解決することが小論の課題であった。

議所は内裏内ではあるが、叙位・除目における太政官の執務空間である。議所北には、弁・少納言・史・外記らの詰所「上官侍」があり、叙位・除目儀の際、ここで準備作業が行われた。

叙位・除目において、公卿が陣座から議所に座を移して着座すると、すでに侍從厨が饌を設けており、少納言・弁が分かれて公卿たちに献盃した。饗饌の座を準備するとき、内堅は酒饌を配膳する台盤を並べ、少納言・弁が献盃するとき、内堅は瓶子を持って付き従った。いつもは藏人指揮下で雑用にあたる内堅が、ここでは弁・少納言・外記の指揮に従って、饗饌の座の設営や給仕の役についているのである。内堅たちの日給簡である「内堅所簡」は前述のとおり、本来、内堅所に立てられ、内堅頭（預）・執事が内堅たちの上日の放紙をそれに貼り付けていたはずだ。その内堅所日給簡を、議所に持ち込み議所に立てているのは、内堅たちが弁・少納言・外記の指揮下で雑用にあたる除目の三日間（また叙位の日）、外記が外向してきた内堅たちの上日の放紙を貼り付けるためだ

ったのではないだろうか。芳之内圭氏<sup>23</sup>は『延喜太政官式』の「凡校書殿及内堅所並聴<sup>24</sup>太政官并弁官所<sup>25</sup>仰之事」という式文を、「内堅所は太政官や弁官の仰せを受けていた」と、本来的に（日常的に）内堅所が太政官の指揮下にあったように解釈しているが、この式文は、「（日常的には蔵人の指揮下にある）内堅所は、外記や弁官の指示にも従う」ということであり、具体的には小論でとりあげたような、叙位・除目の日に公卿の議所饗饌の台盤設置・酒酌などに奉仕するさい太政官（外記）の指揮に従うことなどを指していると思われる。それは上日をカウントする内堅所簡を議所に移動させ、外記が上日を管理することを伴っていたのである。外記は公卿・少納言・外記の上日数の集計を行っており<sup>26</sup>、外記指揮下の史生や召使らの上日管理も行っていたはずであるから、臨時に外記の指揮下に入った内堅の日給簡を外記が管理するのは当然のことであったと思われる。太政官下級職員（史生・官掌・召使）の日給簡も外記が管理していたのであろう。

また『類聚符宣抄』承平六年（九三六）四月三日内堅所請奏にみえる「臨時奉<sup>27</sup>蔵人所仰<sup>28</sup>、趨<sup>29</sup>陣頭官中之召<sup>30</sup>」の記事についても、芳之内氏は「蔵人の仰せを受けることはあくまでも『臨時』のもの（で、本来的には太政官の指揮下にあった）」と解釈しているが、この解釈も誤りである。この記事は、「『臨時』に蔵人所の仰せがあれば、陣頭（陣座）や太政官の派遣要請に応じて出向する」と解釈しなければならない。「陣頭官中之召」に趨くことが「臨時」なのであって蔵人の指揮に従うことが「臨時」なのではない。除目のとき、内堅が外記の指揮下で議所饗饌に奉仕するのも、蔵人所の「臨時」の仰せによって派遣されてきているのである。芳之内氏の所論全体を貫く誤認は、この二点の史料の誤読によるところが大きいように思われる。

## おわりに

以上、正月県召除目において議所に内堅所簡が立てられるのはなぜなのかを探ってきた。小論の検討によって、外記が差配する議所での除目準備作業の中で、本来蔵人所によって差配される内堅が、議所饗饌の準備・盃酌に外記の指揮下で使役されるために、本来、内堅所の特定場所に立てられ勤務管理に使われる内堅所日給簡が議所に立てられたことがわかった。また撰関内覧が内堅所公卿別当になって内堅の勤務に関わる日給簡・文書（毎月一日上日奏など）に署名することによって内堅の勤務管理が行われていたことを明らかにした。このことは他の諸司所々にも一般化しなければならぬ。諸司所々別当制の役割が、官方・蔵人方の管轄範囲を超えて、公卿・殿上人集団による諸司所々職員の勤務管理であることがわかる一例である。今正秀氏は太政官の優位性という視点から大臣が蔵人所別当になることで殿上人・蔵人所の月奏<sup>31</sup>勤務管理を行っていたことに別当制の役割を見出し、佐藤全敏氏は所々別当による所々職員の勤務管理（上日把握・労働加署）を介して所々が天皇に直属していたと意義づけた。私は別当制の機能として月奏や上日把握に注目した今氏や佐藤氏の研究に、諸司所々別当による日給簡加署を付け加えただけである。

その一方で別当制が史料上にあまり姿を現さないことから、はやくから形骸化していたことが指摘されてきた。しかし「日給簡」への加署、上日奏への加署、労働帳など除目申請への加署など、通常の勤務管理・人事管理が諸司所々別当制の最重要機能とみるなら、なかなか史料の表面に表れないのは当然である。たまたま内堅所日給簡を除目儀の前に議所に立てるという作法があったから、その実態を知ることができたのである。

私は一九九二年度科学研究費補助金「平安時代の『諸司所々別当制』についての研究―中央政府行政機構の中世の変容の側面―」の研究成果報告書概要のなかで、

平安時代の中央国家機構に関する研究が進展しつつあるが、そこで強調されてきたのは、藏人所による新設内廷諸官司（「所」）の統合と自己完結化、律令制的官司統属方式（太政官―省―寮・司・職）の解体と太政官系列の諸官司の自立化、特定氏族による官司請負Ⅱ「家業」化などについてであり、これらの現象が、律令国家の中世国家への変容の指標として積極的に意義づけられてきた。しかし、個別官司はいかに自立性を高めようとも、宮廷で行なわれる政務・行事・儀式の執行に参加する一部局であるところにその存立根拠がある。したがって宮廷中枢は、これら藏人所系列と太政官系列の独立諸官司を、政務・行事・儀式に有機的に結合する新たな統属方式をつくりあげていたと想定されなければならない。そこで注目されるのが、公卿・殿上人・弁官局官人・藏人を、「所苑」（ところあて）によって太政官系列諸官司と藏人所系列諸所の「別当」に任命する「諸司所々別当」制である。

と論じた。しかしこの観点を正面に押し出して諸司所々別当制をとらえると、別当制がそれほどの役割を果たしていない現実と直面し、別当制は早くに形骸化していったという結論に落ち着いてしまう。私の研究が途中で行き詰まり十分に展開させえなかつた理由の一つは、当初、別当制に過大な役割を期待しすぎていたからであった。しかし諸司所々別当制を「宮廷中枢（天皇・撰関・公卿・殿上人・弁官・藏人ら）が藏人所系列と太政官系列の独立諸官司を、政務・行事・儀式に有機的に結合する新たな統属方式」とみる視点はなお有効であり、岡野浩二・今正秀・古瀬奈津子<sup>26</sup>・佐藤全敏氏らによって研究は深化化してきている。そして日給簡や上日奏・除目申請への加署という勤務管理・人事管理において、諸司所々別当制は藏人所系列と太政官系列の独立諸官司の統合機能を果たしていたことを、ここではとりあえず確認しておきたい。その一つの素材として、小論では「日給簡」への署判という問題に光を当ててみた

のであった。

さて、ここまでは内堅所日給簡を議所に立てることを、外記の指揮下で議所で雑用を務める内堅の勤務管理という実務的な観点からとらえてきた。しかし黒板伸夫氏の、除目の序幕が四所籍であることに「下級官人の年労者に対する優恤の精神<sup>27</sup>」が含まれているという指摘を踏まえれば、さらに踏み込んだ解釈も可能になる、すなわち長大な内堅所日給簡三枚を除目儀を前に議所に立てるのは、除目冒頭で行う内堅所籍で諸国掾・目に推挙される内堅たちに代表される目立たぬ下級官人が、黙々と精勤して宮廷社会を裏方で支えているということ、議所に集う公卿たちの眼に焼き付け心に刻む象徴的效果を果たしたのではないか。ならば議所に台盤を並べ、弁・少納言の公卿への盃酌に瓶子を持つて従う内堅頭（預）・内堅は、内堅所籍で諸国掾目に推挙されるまさにその人たちを主体としていたのではなかつたか。それは一方で内堅所籍で任官される内堅たちによる公卿集団への謝意の表現でもあつたのではなかつたか。もしそうなら、議所に内堅所日給簡を立てることと除目の内堅所籍はやはり無関係ではなかつたということになる。

以上で『小右記』こぼれ話のために用意した小論を閉じたい。一〇枚程度の短い文章にまとめるつもりであつたが、調べながら書き綴っていたら最初考えていたよりも論点が広がっていき、「こぼれ話」とはいえないほどの分量になってしまった。また最後の最後になって佐藤全敏氏の論文を拝読して慌てて書き足した箇所があるので、論旨にほころびも見え隠れしている。まことに皆さんの習作だが、このまま「こぼれ話」として載せることにする。「諸司所々別当制」論について考え直す手がかりをえたような気がするので、いつか機会があれば、さらに検討を重ねて論文の形に仕立て直して発表したい。

## 註

- (1) 前日の正月九日条に「今朝（今明）の誤りか 下向井）物忌、不閉門戸」とある。
- (2) 『小右記』長和五年（一〇一六）正月二十九日条に「左大臣着陣座、一為陣座」とある。  
以三東対南庶
- (3) 『西宮記』（恒例第一 正月 叙位議）に「大臣以下着議所」、（中略）侍從厨設饌」とある。
- (4) 『新校群書類従』（公事部三十一）
- (5) 『図書寮叢刊 九条家本除目抄上』（宮内庁書陵部 一九九一年）
- (6) 最終締切直前になって、研究室に雑然と積み上げた抜刷の山のなかから、探していた佐藤全敏氏の論文「所々別当制の展開過程」（『東京大学日本史学研究室紀要』五号 二〇〇一年）をようやく探り当てることができた。早速読みはじめたら、『春除目抄』記事（N・O）があることを教えられるとともに、この記事について佐藤氏が、私がN・O記事抜きで構想していたこととはかなり異なる理解をしていることを知った。私は慌てて斎藤拓海氏にお願いして『図書寮叢刊 九条家本除目抄上』を広島大学日本史研究室から借り出して貰って問題の記事を読んでみた。予想どおり重要な新見が得られるとともに（内堅所簡の大きさなど）、私の構想が根底から成り立たなくなる可能性が生じたのであった。しかし『春除目抄』記事抜きで考えた私の構想が『春除目抄』記事との整合性に堪えうるか試してみたいので、最初の構想にしたがって論を展開してみる。最後の最後になって重要な史料に出会ったので、本文の叙述が回りくどくなっていたり、齟齬が生じていたりしていると思う。
- (7) 黒板伸夫「四所籍小考」（同『撰関時代史論集』吉川弘文館 一九八〇年）。山中裕編『御堂関白記全注釈』（思文閣出版 二〇〇五年）は、Cの記事から内堅所籍簡について、内堅所労働を木の札と見なし、内堅所の籍簡（労働）に内堅所別当が加署したものを議所に立てた、壁

- に立てかけるのは籍簡（労働）が木簡のようなものだったから、とみている（榎本淳一氏担当）。しかし労働は除目一箇に納める文書である。佐藤全敏氏は註6論文で『内堅所ノ籍簡』とは、四所籍における任官候補者選出基準とでもいうべき各種『籍』と、その『籍』それぞれを創設したときの『宣旨』とを書き連ねた、長さ六尺、広さ一尺四寸、厚さ四分の木簡であった」と、内堅所籍の各種巡任枠の由緒書のような長大木簡とみている。佐藤論については後述。
- (8) 橋本万平『日本の時刻制度』（塙選書 一九六六年）第二章十三「時のくい・時のふだ」、芳之内圭「東山御文庫本『日中行事』にみえる平安時代宮中時刻制度の考察―「内堅奏時事」・「近衛陣夜行事」の検討を中心に―」（『史学雑誌』一一七巻八号 二〇〇八年）など。
- (9) 「陣時杭」（『中右記』嘉保元年（一〇九四）十月二十六日条）、「陣座時杭」（同十一月三日条）とあり、殿上時杭だけでなく、陣座にも時杭がおかれていたことがわかる。
- (10) 以上の内裏焼亡、里内裏遷御の年月日は、詫間直樹編『皇居行幸年表』（統群書類従完成会 一九九七年）に依拠。
- (11) 内堅所の本所・内候・厨家の場所については『西宮記』（臨時五所々事）。
- (12) 『小右記』寛弘八年（一〇一一）七月十三日条で、一本御書所別当藤原実資は、新天皇三条への代替わり後、「如旧」の宣旨がないので月奏に署判できないといい、『水左記』承暦元年（一〇七七）十二月二十六日条で、源氏長者として亡父師房から薬師寺俗別当を引き継いだ源俊房は「所宛」がまだなので薬師寺関係「文書沙汰」ができないとして関白師実へ訴え、先例どおり沙汰するよう指示されている（後者については、拙稿『水左記』にみる源俊房と薬師寺」（『後期撰関時代史の研究』吉川弘文館 一九九〇年）。担当諸司所々関係文書などへの署判は、所宛による別当補任の手続きを経るか、所宛がまだなら個別に宣

- 旨で別当に補任されるか、大殿・撰関の指示を必要としたことがわかる。
- (13) 所宛定文の実例をみると、『兵範記』嘉応元年(一一六九)八月二十七日条、『玉藻』承久二年(一二二〇)三月二十二日条、諸司所々の配列には一定の規則性があり、①内蔵寮、西市司、②内記所、葉殿、③延暦寺以下寺院の三グループに配列され、それぞれのグループごとに、撰関以下公卿別当、弁・次将・藏人など殿上奉行別当が配当されている。それは①②③がそれぞれひとまとまりをなしているからであり、①グループは合制的官司、②グループは令外官(宣旨職)・禁中所々であり、①を官方諸司、②を藏人方所々と読むことにする。ただし、①グループの殿上奉行別当のすべてが弁別当ではないし(主要な官司は弁別当)、②グループの殿上奉行別当がすべて藏人头・藏人というわけではない。
- (14) 『小右記』長元四年(二〇三一)九月十七日条所引『清慎公記』天慶八年(九四五)十二月十六日条。なお岡野浩二「所充の研究」(渡辺直彦編『古代史論叢』続群書類従完成会 一九九四年)
- (15) 官方諸司の殿上弁別当に相当する別当を、弁別当を含めて「殿上奉行別当」と総称することにする。内堅所の場合、次将別当としたところだが、実際には次将でない場合があるからである。
- (16) 佐藤全敏氏は、従来藏人所所管と一括してとらえられてきた内廷所々について、九世紀前半までに成立した六位別当型(一日上日奏型)と九世紀末以降に成立した藏人別当型(月奏型)に類型化し、前者は藏人所との所管関係はなくむしろ太政官との関係が深いものの、両類型ともに別当制を通して天皇に直結していたことを強調する。内堅所は氏の類型では前者である(佐藤全敏『平安時代の天皇と官僚制』『東京大学出版会 二〇〇八年』第二部第二章「宮中の『所』と所々別当制」[初出 一九九七年])。
- (17) 渡辺直彦『日本古代官位制度の基礎的研究』(吉川弘文館 一九七二年)第五編第二章「藏人所別当について」、今正秀「王朝国家における別当制と政務運営」(『史学研究』一九九号 一九九三年)、佐藤全敏前掲註16論文。佐藤氏は毎月三日に藏人が奏上する月奏型所々と、毎月一日に内侍所が奏上する上日奏型所々を明確に区別する。
- (18) 佐藤全敏氏は「内堅所はに勤務日数を月ごとに奏上する月奏はなかった」と述べるが(前掲註16論文)、同じ四所籍で任官申請する校書殿・進物所が内侍所を通じて毎月一日に上日を奏するのだから、『北山抄』巻一年中要抄 正月、内堅所も同様に奏上していたものと考えたい。
- (19) 佐藤全敏氏前掲註6論文は「下別当等取」名間」と読んで、「下別当」=六位別当とみる。
- (20) 黒板前掲註7論文
- (21) 『禁秘御抄階梯 上』(『古事類苑』政治部一 所引)
- (22) 『西宮記』(恒例第一 正月叙位儀)に「侍從厨設饌、内堅立三台盤、子午為妻」とあり、『春除目抄』(第一 御装束儀)には「内堅所立台盤六脚、五尺四脚、以南北為妻、大臣・納言料、八尺二脚、以東西為妻、參議料、並立也」とある。
- (23) 『江家次第』(巻二 正月乙叙位)に「次着議所、華門北殿、勅盃弁・少納言相分勅三奥端、内堅取三瓶子」とあり、『春除目抄』(第一 次勅盃)には「弁・少納言相分着三南北軾、勅之、内堅取三瓶子」とある。
- (24) 芳之内圭「平安時代の内堅所―職掌を中心に―」(『古代文化』六三巻一号 二〇一一年)
- (25) 『北山抄』(巻一 年中要抄上 正月)「毎月一日奏去月上日事外記録三參議以上及少納言并外記上日」。
- (26) 古瀬奈津子『日本古代王権と儀式』(吉川弘文館 一九九八年) III「殿上所充」小考―撰関期から院政期へ― 初出一九九二年)
- (27) 黒板伸夫前掲註7論文